

発 明 文 化 論

〈第 77 回〉

丸山 亮

代 作 問 題

被爆二世で全聾とされていた作曲家、佐村河内守氏の作品は代作だったことが判明し、大騒ぎとなった。代作を担ってきた作曲家新垣隆氏が自ら記者会見してそのいきさつを明らかにし、世間を欺いていたことでは共犯者だといって謝罪した。直接のきっかけは、ソチ冬季五輪のフィギュアスケートで新垣作品の曲「ヴァイオリンのためのソナチネ」が佐村河内守作曲として使われることの嘘に耐えられなかったためという。

新垣氏の告白とともに、佐村河内氏の身辺からもいろいろとぼろがでてきた。全聾というのは事実反し、最近少し耳が聞こえるようになっていてと本人が認めざるを得なくなった。その後に関われた佐村河内氏の謝罪会見では、聴覚障害2級の障害者手帳を返納したことも明かされている。騒ぎが大きくなったのは、佐村河内氏が広島市民表彰を受け、「NHK スペシャル」が紹介したり、全国紙がたびたび取り上げるなど、氏の来歴そのものが世間の好む物語に合わせて形作られ始めていたためだろう。

佐村河内守作曲とされた交響曲第1番「HIROSHIMA」をCDで聴いてみる。明白な旋律断片の動機を発展させていく古典の規範に立った職人技だが、ずいぶん古風に響く。20世紀前半の音楽で聞いたような感じがし、斬新なものではない。バーバーやオネゲル、時にショスタコーヴィッチなどを思わせる。こうした聞きやすい曲が現代に受け入れられることは、しばらく前、ポーランドの作曲家グレツキによる「悲歌のシンフォニー」が世界的なヒットとなったように、尖鋭な現代音楽の反動として時々繰り返されている。

問題は、作曲という行為による知的財産が誰に帰属するかだ。代作の対価を受け取った新垣氏は著作権を放棄するといっているが、ことはそれほど単純ではない。著作権の管理を信託された日本音楽著作権協会（JASRAC）は帰属がはっきりするまで利用の許諾を保留するという。

佐村河内氏は曲のイメージを新垣氏に伝え、新垣氏はその意向に沿うよう曲を組み立てていったらしい。そうすると、代作だけでなく共作の面もある。こうしたことは映画や劇の付随音楽ではめずらしくない。しかも名のある作曲家がラフなスケッチをするのみで、その協力者が細部まで完成させるのも慣行といってよい。交響曲「HIROSHIMA」や多くの佐村河内作品が似たような事情にあったとすると、アイデアの発案者である佐村河内氏と実際に細部を完成させた作曲家新垣氏の双方に成果が帰属してもおかしくない。

一方、新垣氏は著作権を放棄するといいいながら、曲を具体的に支配している音楽的な想念を、自身の名で発表する作品で使いまわすこともなくはないだろう。その時、著作権の柱となる財産権と並ぶ人格権を保障した同一性保持権や、翻案権が両者でどう調整されるのか。この先争いが持ち上がらないとは限らないのである。佐村河内氏の謝罪会見で、「ソナチネ」は自分の設計図に基づいて書かれており、どの曲がどれほど著作者と著作権者に分かれていくのかまだわからないと氏は語っている。

近代市民社会は創作物の創造性を尊重する一方、帰属を特定し、みだらな侵犯が起きないように仕組みを作ってきた。他方、伝統的な知識とその利用は個性を問わず共同体に管理が委ねられている社会もいまだに存在する。日本を含む市民社会で、創作の個性信仰は近年高まる一方だが、その信者に一泡吹かせたのが佐村河内事件だった。佐村河内氏は、肥大化した個性の虚像を見事に作り上げてみせた点で、演技者として当分人の記憶から去ることはないだろう。

（まるやま りょう 共生国際特許事務所 弁理士）